

新注釈民法(3) (ISBN978-4-641-01766-5) 補遺

2026年2月

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律53号)による改正に関して、同法は令和10年6月13日までに政令で定める日から施行されるが、本文注釈では、改正後の内容に基づいて解説した。同日まで有効な改正前の規定に基づく解説を下記対照表に掲げる(変更点は下線部分)。

	本文の記述	改正施行前規定に基づく記述
605頁21行目～	調停において当事者間に合意が成立し、この合意について電子調書が作成され、これがファイルに記録されたときは、調停が成立し、その記録は裁判上の和解と同一の効力を有するため(労審29条2項→民調16条, 民訴267条), <u>記録時に時効更新の効力が生じる。</u>	調停において当事者間に合意が成立しこれが調書に記載されたときは調停が成立し、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有するため(労審29条2項→民調16条, 民訴267条), <u>調書作成時に時効更新の効力が生じる。</u>
609頁下から8行目～	調停において当事者間に合意が成立し、この合意について電子調書が作成され、これがファイルに記録されたときは、調停が成立し、その記録は裁判上の和解(民訴267条)と同一の効力を有するため(民調16条1項), <u>記録時に時効が更新される</u>	調停において当事者間に合意が成立しこれが調書に記載されたときは、調停が成立し、その記載は裁判上の和解(民訴267条)と同一の効力を有するため(民調16条), <u>調書作成時に時効が更新される</u>
611頁下から2行目～	調停において当事者間に合意が成立し(家事270条も参照), 裁判所書記官が、その合意について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとし、その記録は④の事項については確定判決と同一の効力を有するので(家事268条1項), <u>記録時に時効は更新される。</u>	調停において当事者間に合意が成立し(家事270条も参照), <u>これを調書に記載したときは</u> , 調停が成立したものとし、その記載は④の事項については確定判決と同一の効力を有するので(家事268条1項), <u>調書作成時に時効は更新される。</u>
613頁13行目～	仲裁法31条2項【ほか】 ★改正施行前の規定から条数が2条ずつ繰り下がっている。	仲裁法29条2項【ほか】
615頁15行目～	確定した事項についての電子破産債権者表(破115条・130条)の記録は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する(破124条)。	確定した事項についての破産債権者表(破115条・130条)の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する(破124条)。
615頁下から5行目～	確定した破産債権については、電子破産債権者表の記録は破産者に対し確定判決と同一の効力を有し(破221条),	確定した破産債権については、破産債権者表の記載は破産者に対し確定判決と同一の効力を有し(破221条),
617頁4行目～	確定した事項についての電子再生債権者表(民再99条・110条)の記録は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する(民再104条)。	確定した事項についての再生債権者表(民再99条・110条)の記載は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する(民再104条)。
617頁下から8行目～	確定した再生債権については、電子再生債権者表の記録は再生債務者に対し確定判決と同一の効力を有し(民再185条),	確定した再生債権については、再生債権者表の記載は再生債務者に対し確定判決と同一の効力を有し(民再185条),
618頁2行目～	再生計画の条項が電子再生債権者表に記録されると、その記録は、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、再生債務者に対しても確定判決と同一の効力を有するため(民再180条1項・2項),	再生計画の条項が再生債権者表に記載されると、その記載は、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、再生債務者に対しても確定判決と同一の効力を有するため(民再180条1項・2項),

619頁4行目～	確定した事項についての電子更生債権者表および電子更生担保権者表の記録は、更生債権者等および株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する（会更150条）。	確定した事項についての更生債権者表および更生担保権者表の記載は、更生債権者等および株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する（会更150条）。
619頁16行目～	確定した更生債権等については、電子更生債権者表または電子更生担保権者表の記録は、その株式会社に対し確定判決と同一の効力を有し（会更235条）、	確定した更生債権等については、更生債権者表または更生担保権者表の記載は、その株式会社に対し確定判決と同一の効力を有し（会更235条）、
619頁下から4行目～	更生計画の条項が電子更生債権者表および電子更生担保権者表に記録されると、この記録は、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、更生会社に対しても確定判決と同一の効力を有するため（会更206条）、	更生計画の条項が更生債権者表および更生担保権者表に記載されると、この記載は、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、更生会社に対しても確定判決と同一の効力を有するため（会更206条）、
630頁下から10行目～	「強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書又は電磁的記録」の提出により執行処分が取り消された場合（民執39条1項5号・40条）	「強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書」の提出により執行処分が取り消された場合（民執39条1項5号・40条）
640頁14行目～	債権者が債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書または電磁的記録を提出することが必要であるところ（民執197条1項・2項）、	債権者が債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出することが必要であるところ（民執197条1項・2項）、
653頁条文	④ 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。	④ 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。
779頁10行目～	③民事調停における電子調停調書の記録（民調16条）および調停に代わる決定の確定（民調18条）、④家事調停における電子調書の記録（家事268条1項）、⑤破産手続参加における電子破産債権者表の記録（破221条）、⑥再生手続参加における電子再生債権者表の記録（民再180条1項・2項、185条）、⑦更生手続参加における電子更生債権者表・電子更生担保権者表の記録（会更235条・238条6項）がある。	③民事調停における調停調書の記載（民調16条）および調停に代わる決定の確定（民調18条）、④家事調停における調書の記載（家事268条1項）、⑤破産手続参加における破産債権者表の記載（破221条）、⑥再生手続参加における再生債権者表の記載（民再180条1項・2項、185条）、⑦更生手続参加における更生債権者表・更生担保権者表の記載（会更235条・238条6項）がある。
779頁16行目～	(c) 他の法律の規定による場合 これには、仲裁判断（仲裁47条）、労働審判委員会の調停における電子調書の記録（労審29条2項→民調16条、民訴267条）がある。	(c) 他の法律の規定による場合 これには、仲裁判断（仲裁45条）、労働審判委員会の調停における調書の記載（労審29条2項→民調16条、民訴267条）がある。
787頁下から12行目～	③民事調停は電子調停調書に記録した日（民調16条）、調停に代わる決定が確定した日（民調18条）、④家事調停は電子調書に記録した日（家事268条1項）、⑤破産手続参加は電子破産債権者表に記録された日（破221条。破産債権者表への記載に169条1項〔平成29年改正前民法174条の2第1項〕の適用があることにつき、最判昭44・9・2民集23巻9号1641頁）、	③民事調停は調停調書に記載した日（民調16条）、調停に代わる決定が確定した日（民調18条）、④家事調停は調書に記載した日（家事268条1項）、⑤破産手続参加は破産債権者表に記載された日（破221条。破産債権者表への記載に169条1項〔平成29年改正前民法174条の2第1項〕の適用があることにつき、最判昭44・9・2民集23巻9号1641頁）、
788頁4行目～	労働審判委員会の調停は電子調書に記録した日（労審29条2項→民調16条、民訴267条）、のそれぞれ翌日から進行する	労働審判委員会の調停は調書に記載した日（労審29条2項→民調16条、民訴267条）、のそれぞれ翌日から進行する